

第 20 販売取扱所

1 販売取扱所の定義

- (1) 販売取扱所は、店舗において容器入りのままで販売するために危険物を取り扱う取扱所であるので、原則として店頭において直接顧客に販売する形式のものをいい、電話注文により容器を配達するような形態のものは、屋内貯蔵所として規制をする。
- (2) 販売取扱所の内、取り扱う危険物の指定数量の倍数が 1.5 以下のものを第 1 種販売取扱所といい、指定数量の倍数が 1.5 を超え 4.0 以下のものを第 2 種販売取扱所という。

2 共通事項

(1) 取扱数量

許可数量の算定については「第 5 危険物の許可数量等の算定」による。

(2) 設置場所

販売取扱所の設置位置は、販売取扱所が存する敷地のうち、道路に面している場所を選定し、奥まった場所を避けるようにする。◆

(3) 標識及び掲示板

危政令第 18 条第 1 項第 2 号に規定する「標識及び掲示板」は、「第 7 製造所」の例による。

(4) 床の構造

販売取扱所については、危険物を配合する室以外の床の規制はないが、耐火構造又は不燃材料とし、危険物が浸透しない構造とする。◆

(5) 採光、照明の設備

販売取扱所については、危険物を取り扱うために必要な採光、照明の設備について特段の規定はないが、「第 7 製造所」の例により設置する。◆

(6) 雨よけ又は日よけ

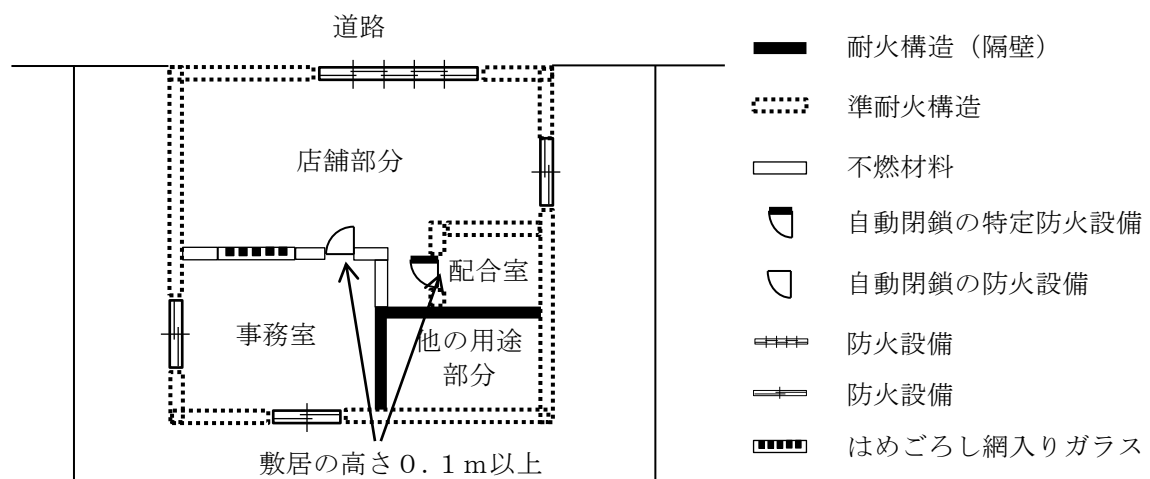
販売取扱所に雨よけ又は日よけを設ける場合には、支柱及び柱等は不燃材料とし、覆いは難燃性以上の防火性能を有するものとする。◆

(7) 事務室等

販売取扱所に事務室その他業務に必要な室を設ける場合は、次による（第 20-1 図参照）。

ア 耐火構造又は不燃材料で造った壁で区画する。

- イ 出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の防火設備を設ける。
- ウ 出入口にガラスを用いる場合は、網入ガラスとする。
- エ 店舗部分と区画する壁に窓を設ける場合には、はめごろし戸である防火設備とする。
- オ 出入口の敷居の高さは、販売取扱所の用に供する部分の床面から 0.1 メートル以上とする。



第 20 - 1 図 販売取扱所の設置例

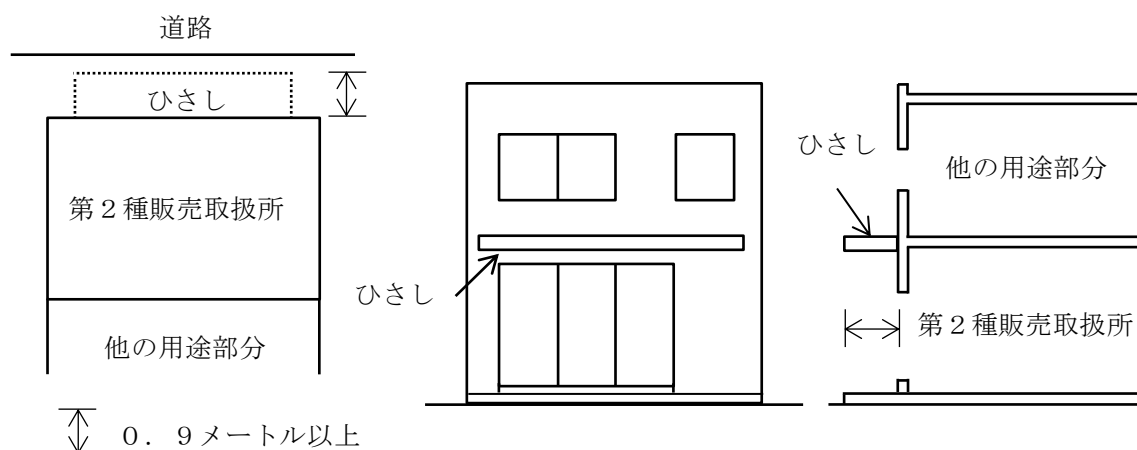
3 第 1 種販売取扱所

- (1) 建築物の第 1 種販売取扱所の用に供する部分に柱を設ける場合は、当該柱の構造を危政令第 18 条第 1 項第 3 号に規定する壁の構造に準じたものとする。◆
- (2) 危政令第 18 条第 1 項第 3 号ただし書の規定の「隔壁」は、次による。
- ア 隔壁に出入口を設ける場合には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備とする。
- イ 隔壁は、屋根又は上階の床に達するように設ける。
- (3) 危政令第 18 条第 1 項第 9 号へに規定する「排出する設備」については、「第 21 換気設備等」による。

4 第 2 種販売取扱所

- (1) 上階への延焼を防止するための措置（昭和 46 年 7 月 27 日消防予第 106 号通知）危政令第 18 条第 2 項第 2 号に規定する「上階への延焼を防止するための措置」としては、上階との間に延焼防止上有効な耐火構造のひさしを設ける等の方法がある。

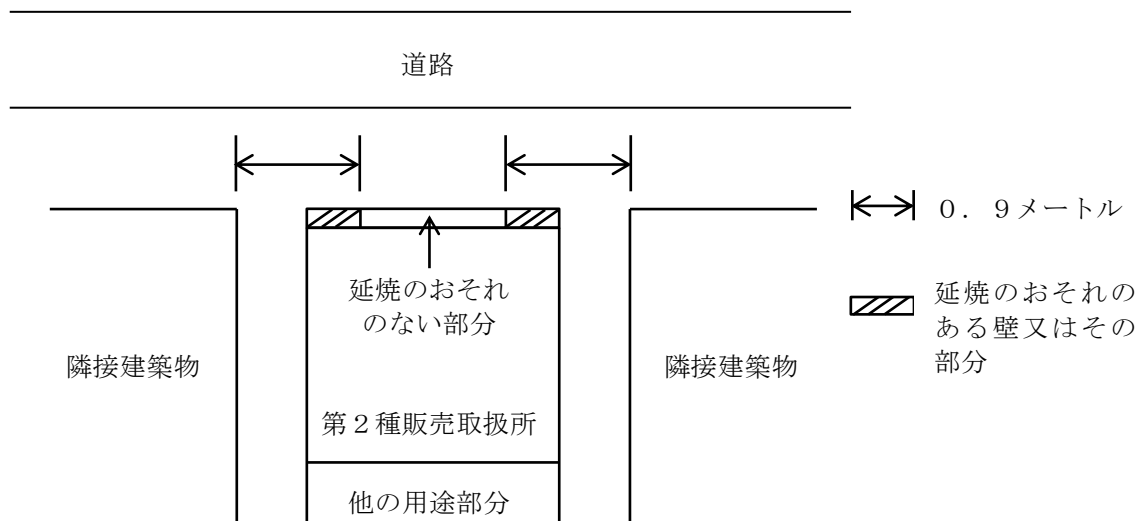
なお、ひさしを設ける場合にあっては、突き出しの長さを0.9メートル以上とする（第20-2図参照）。



第20-2図 上階への延焼を防止するための措置例

(2) 延焼のおそれのない部分（昭和46年7月27日消防予第106号通知）

危政令第18条第2項第3号に規定する「延焼のおそれのない部分」とは、同項第4号に規定する「延焼のおそれのある壁又はその部分」以外の部分をいうものであり、「延焼のおそれのある壁又はその部分」については、製造所でいう「延焼のおそれのある外壁」の例による。ただし、販売取扱所の外壁のうち道路に面する側については、当該販売取扱所の両側に近接する建築物との間隔が0.9メートル以上である販売取扱所の部分は、延焼のおそれのない部分として運用して差し支えない（第20-3図参照）。



第20-3図 延焼のおそれのない部分の例